

平成27年9月

未成年後見申立てのしおり

目次

第1	未成年後見制度について	2
第2	申立ての手続について	
1	管轄（申立てをする裁判所）	2
2	申立てをすることができる人	2
3	申立てに必要な書類等	3
4	申立手続について	3
第3	申立後の手続の進行について	
1	進行手順	4
2	申立人、未成年後見人候補者及び未成年者の調査について	4
3	親族への意向照会について	4
第4	未成年後見人の職務について	
1	財産目録及び収支予定表の作成	5
2	未成年後見人の主な職務	5
第5	未成年後見監督について	
1	未成年後見監督とは	6
2	家庭裁判所の許可が必要な場合	6
3	後見事務の終了について	6

大津家庭裁判所

第1 未成年後見制度について

未成年後見制度とは、親権者が欠けてしまった場合に、家庭裁判所でその代わりとなる人（未成年後見人）を選び、未成年者を法律的に保護し、支えるための制度です。

未成年後見人は、未成年者の親代わりとなる立場ですので、親権者と同等の権利や義務を有し、家庭裁判所の監督を受けることになります。そして、未成年後見人の職務は、通常、未成年者が成人するまで続きます。

ご 案 内

未成年者に高額な預貯金がある場合、後見制度支援信託を利用していただくか、専門職後見人（弁護士又は司法書士）を選任することになります。

詳しくはリーフレット「後見制度支援信託のご案内」をご覧ください。

第2 申立ての手続について

1 管轄（申立てをする裁判所）

申立て先の裁判所は、未成年者の住所地によって決まっています（これを管轄といいます。）。申立ては、未成年者の住所地（未成年者が現実に生活をしているところ）を管轄する家庭裁判所にしてください。

滋賀県内の家庭裁判所の管轄と連絡先については、裏表紙をご覧ください。なお、管轄のない裁判所に申立てをすることはできませんので、ご注意ください。

2 申立てをすることができる人

申立てをすることができる人は、**未成年者、その親族、利害関係人**です。また、申立ての義務のある人は、親権・管理権を喪失又は辞任した父母、辞任した未成年後見人、未成年後見人が欠けた場合の未成年後見監督人、児童相談所長などです。

なお、法律に詳しくない等の理由により、自分一人で申立てや手続を進めていくことに不安を感じる方は、弁護士や司法書士に相談することをお勧めします。

3 申立てに必要な書類等

申立ての際は以下の書類を用意してください。

【1 申立書類】

- ・ 申立書
- ・ 未成年者に関する照会書
- ・ 未成年後見人候補者に関する照会書
- ・ 未成年者の財産目録及びその資料（不動産登記簿謄本，預貯金通帳の写し等）

※財産目録には、未成年者が相続権を有している財産も忘れずに記載してください。

- ・ 未成年者の収支予定表及びその資料（領収書の写し等）

【2 未成年者についての書類】

- ・ 戸籍謄本（全部事項証明書）
- ・ 戸籍附票又は住民票
- ・ 親権者がいないことがわかる資料

【3 未成年後見人候補者についての書類】

- ・ 戸籍謄本（全部事項証明書）
- ・ 戸籍附票又は住民票
- ・ 法人の場合，当該法人の商業登記簿謄本（登記事項証明書）

【4 申立人についての書類】

- ・ 親族の場合，申立人と未成年者との関係がわかる戸籍謄本（全部事項証明書）
- ・ 利害関係人の場合，利害関係を証する資料

【5 費用】

- ・ 収入印紙 未成年者一人につき800円分
- ・ 郵便切手 2,772円分（内訳は500円×2，100円×8，82円×10，52円×1，10円×8，2円×5，1円×10）

4 申立手続について

申立てに必要な書類が揃いましたら、管轄の家庭裁判所の受付窓口を持参もしくは郵送で、申立書及び添付書類を提出してください。お持ちいただくのは、申立人以外の方でも可能です。郵送による申立ての場合は、申立てに必要な書類及び手数料一式を同封の上、裏表紙の家庭裁判所一覧に記載の住所宛にご送付ください。

申立手続が終了し、事件として受付がされると、原則として、家庭裁判所調査官が申立人、未成年後見人候補者及び未成年者の調査を行います。調査日等は、後日、担当の家庭裁判所調査官からご連絡します。

申立ての取下げをするには家庭裁判所の許可が必要となります。

たとえば、後見人の選任に関する不満（候補者が後見人に選任されない、後見監督人が選任されるなど）を理由とした取下げは、許可されない可能性が高いと考えられます。

第3 申立後の手続の進行について

1 進行手順

【1 申立て】

申立書類一式を持参又は郵送で家庭裁判所に提出します。

【2 調査・意向照会】

申立人、未成年後見人候補者及び未成年者に来庁していただき、事情を伺います。また、家庭裁判所が必要と判断した場合には、親族への意向照会等を行います。

【3 審理】

家庭裁判所が申立書類や調査結果等の内容を検討します。

【4 審判】

裁判官が未成年後見人を選任するかどうか、選任する場合には誰を選任するかについて判断します。

【5 戸籍嘱託】

審判の効力発生後、家庭裁判所から未成年者の本籍地の市町村役場に対して、未成年者の戸籍に未成年後見人が選任されたことを記載するよう嘱託します。

【6 初回の後見監督】

選任後1か月以内に、選任された未成年後見人に未成年者の財産目録・収支予定表を提出していただきます。ここで提出された財産目録・収支予定表が、その後の後見監督の基礎資料になります。

2 申立人、未成年後見人候補者及び未成年者の調査について

申立人からは、申立時に提出していただく「未成年者に関する照会書」等に基づいて、申立てに至る経緯、未成年者の生活状況、家族・親族状況、財産状況、未成年者の親族の意向等について事情をお聴きします。未成年後見人候補者については、申立時に提出していただく「未成年後見人候補者に関する照会書」に基づいて、その適格性に関する事情を確認します。未成年者についても、生活状況や意見を確かめる場合があります。

申立ての際に必要な資料が揃っていなかったり、調査時に事情を十分にお聴きできなかった場合は、資料の追完をお願いしたり、後日改めて家庭裁判所にお越しいただくことがあります。手続の迅速な進行のため、審判に必要な資料を申立人から積極的にご提出いただいていますので、ご理解とご協力をお願いします。

3 親族への意向照会について

家庭裁判所は、未成年者の親族（特に非親権者の実親）に対し、書面等で申立ての概要及び未成年後見人候補者を伝え、これらに関する意向を確認する場合があります。

ご注意ください

家庭裁判所は、未成年後見人の選任にあたっては、①未成年者の生活及び財産の状況、②未成年後見人候補者の職業・経歴、経済状況、③未成年後見人候補者と未成年者との利害関係の有無、④未成年者の意見等を踏まえ、総合的な判断をします。

そのため、必ずしも申立書に記載された未成年後見人候補者が選任されるとは限りません。また、選任される未成年後見人は親族に限定されません。

家庭裁判所は、未成年者の財産の状況が複雑だったり、親族間で意見の対立があるような場合には、専門家である弁護士、司法書士又は社会福祉士といった第三者を未成年後見人や未成年後見監督人に選任します。

なお、専門家の未成年後見人や未成年後見監督人が選任された場合は、その報酬を支払う必要があります。報酬額は、家庭裁判所が公正な立場から適正な金額を決定した上で、未成年者の財産の中から支払われます。

第4 未成年後見人の職務について

1 財産目録及び収支予定表の作成

未成年後見人は、選任後まず未成年者の財産目録を作成し、未成年者の年間の収支予定を立てて、家庭裁判所に提出しなければなりません。

2 未成年後見人の主な職務

未成年後見人の主な職務は、未成年者を適切に監護教育しながら、財産を適正に管理することです。

また、未成年後見人は、行った職務の内容（これを「後見事務」といいます。）を1年ごとに家庭裁判所に報告するとともに、必要に応じて、家庭裁判所に対し事前に相談や許可を求める等、家庭裁判所や未成年後見監督人の監督を受けることになっています（これを「未成年後見監督」といいます。詳細は次頁参照）。

ワンポイントアドバイス

未成年後見人の職務は、未成年者の学校の事務などの身上監護から、日常の金銭の出納、財産の処分に至るまで多岐にわたり、一定の労力及び時間が必要になります。

また、一度選任されると、正当な理由がない限り辞任することはできず、辞任には家庭裁判所の許可が必要となります。

第5 未成年後見監督について

1 未成年後見監督とは

未成年後見監督とは、家庭裁判所（未成年後見監督人が選任されている場合には、未成年後見監督人）が、未成年後見人に対して、後見事務を正しく行っているかどうかを確認し、問題があれば、これを是正するよう指導監督することをいいます。

家庭裁判所は、未成年後見人に対し、1年ごとに後見監督を行います。後見監督では、未成年者の生活状況や財産及び収支状況についての報告書とその裏付けとなる通帳や領収書類等のコピーを自主的に家庭裁判所に提出していただきます。そのため、未成年後見人に選任された方は、日ごろから、領収書や取引に関する書類をきちんと保管するとともに、収支状況を把握しておく必要があります。

2 家庭裁判所の許可が必要な場合

未成年後見人が次の行為をする場合は、事前に家庭裁判所の許可が必要となります。

- (1) 未成年者と未成年後見人がいずれも相続人である場合に遺産分割協議をしたり、未成年後見人が未成年者所有の不動産を買い取る等、未成年者と未成年後見人との間において利益が相反する場合
→特別代理人選任の申立てが必要です。
- (2) 未成年後見人が未成年者の財産から一定の報酬をもらう場合
→報酬付与の申立てが必要です。
- (3) このほかの場合でも、重要な財産を処分したり、その行為が未成年者の利益となるか判断に迷う場合は、事前に家庭裁判所にご相談ください。

3 後見事務の終了について

後見事務は、未成年者の成人、婚姻、養子縁組等によって終了します。後見が終了した場合、速やかに家庭裁判所に連絡するとともに、2か月以内に管理していた財産の収支を計算し、その現状を家庭裁判所に報告の上、管理していた財産を未成年者に引き継がなければなりません。

また、未成年後見人は、正当な理由（病気など）がある場合は、家庭裁判所の許可を得て、辞任することができます（その旨の申立てが必要です。）。辞任が許可され、新たな未成年後見人が選任された場合には、後見事務の引継ぎを行うことになります。

ご注意ください

未成年者の財産管理は、安全確実であることを基本とし、投機的な運用は避けてください。また、未成年者の財産を親族等に贈与したり、貸し付けることは、原則として認められません。未成年者の財産を減らすことになり、また、ほかの親族との間で無用の紛争が発生するおそれがあるからです。贈与や貸付けの必要がある場合は、家庭裁判所に必ず事前に相談してください。相談なく行いますと、贈与を受けた者や未成年後見人から全額返金してもらうことになります。

未成年後見人に不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適さない事由があるときには、家庭裁判所が未成年後見人解任の審判をすることがあります。また、これとは別に、不正な行為によって未成年者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければなりません。悪質な場合には、業務上横領罪等の刑事責任を問われることがあります。

未成年者の財産から支出できる主なものは、未成年者自身の生活費のほか、進学などの未成年者のための費用、未成年者が負っている債務の弁済金、未成年後見人がその職務を遂行するために必要な経費などがあります。ただし、上記以外については、未成年者の財産からの支出が一切認められないというわけではありません。たとえば、冠婚葬祭の香典や祝儀等は、社会通念上支出することが自然に考えられ、世間一般の感覚や常識内の金額であれば、未成年者の財産から支出してもよいと判断される場合が多いでしょう。ただし、これらの支出の必要性、相当性については、未成年者の生活費や必要経費よりも一層慎重な判断が必要です。未成年者のための支出であっても多額の支出が見込まれる場合や、支出の必要性に迷う場合には、家庭裁判所に相談してください。

家庭裁判所一覧

窓口の受付時間は午前9時～午前11時30分、午後1時～午後4時30分です。

裁判所	所在地・連絡先
大津家庭裁判所 後見係	〒520-0044 大津市京町3-1-2
〔管轄〕大津市，草津市，守山市， 栗東市，野洲市，甲賀市，湖南市	TEL 077-503-8156（直通）
大津家庭裁判所彦根支部 家事係	〒522-0061 彦根市金亀町5-50
〔管轄〕彦根市，犬上郡，愛知郡， 東近江市，近江八幡市，蒲生郡	TEL 0749-22-0167（代表）
大津家庭裁判所長浜支部 家事係	〒526-0058 長浜市南呉服町6-22
〔管轄〕長浜市，米原市	TEL 0749-62-0240（代表）
大津家庭裁判所高島出張所	〒520-1623 高島市今津町住吉1-3-8
〔管轄〕高島市	TEL 0740-22-2148（代表）

ホームページのご案内

申立書のひな形は，裁判所のホームページにも掲載しています。

適宜ダウンロードしてお使いください。

【裁判所 | 後見サイト（大津版）】

http://www.courts.go.jp/otsu/saiban/kateisaibannnsyo/kouken_saito/index.html